

別記様式第2-1号別添（別記1-2別記様式第2-1号関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業  
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 愛媛県

策定： 令和8 年 2 月 26 日

1 目的

愛媛県では、温暖な気候や恵まれた自然条件を生かして、周年供給体制が確立されたかんきつ類をはじめ、米やはだか麦、さといもなどの良質で多彩な農産物が生産されており、農業は本県の重要な基幹産業として地域の雇用と経済を支えている。

一方で、本県の農業就業人口は年々減少しており、担い手不足や産地間競争の激化、市場の縮小などが一段と厳しさを増している。特に、中山間地域における小区画水田や急傾斜園地の多い本県の生産現場では、機械化が進みにくく、労働生産性の向上が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、愛媛県の生産現場に適応した労働生産性の高い農業への転換を図るため、ロボット技術やICTを活用したスマート農業技術の導入を推進する。併せて、農業者がスマート農業技術を最大限活用できるよう、スマート農業技術の利用効率を高める栽培体系を推進する。

2 基本方針

作物名	
【作物共通】	本県の「えひめ農林水産業振興プラン」や「愛媛県スマート農業推進方針」と整合させるほか、作物別に定める振興計画及び各地域の営農戦略等に基づき、技術課題の解決のため、スマート農業技術を活用し、農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換を一体的かつ合理的に実施し、労働生産性の向上を図る。
【果樹】	<p>技術課題の解決のため、以下の例に示すスマート農業技術を活用した農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換を、一体的かつ合理的に実施し、労働生産性の向上に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地生産性（収量性）の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地生産性（収量性）の向上として、栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有し、農薬・肥料の適散布作業適期を決定。この農薬、肥料の散布作業を確実に適期に行うため、農業用ドローンを活用。</li> </ul> </li> <li>2 自動化農機等の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動化農機等の導入として、ロボット運搬台車やリモコン草刈り機等を導入するとともに、これら自動化農機の利用効率を高める省力樹形等の導入などを実施。</li> </ul> </li> <li>3 品質の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質の向上として、環境モニタリング装置を導入するとともに、産地内でデータ共有し、当該データをもとに品質向上のための適期作業計画を策定。当該作業計画に沿った作業を省力的に行うために必要な自動液肥かん水システムを導入。</li> </ul> </li> </ol>
【野菜・花き】	技術課題の解決のため、以下の例に示すスマート農業技術を活用した農業機械の導入とその効果を高める栽培体系へ

	<p>の転換を、一体的かつ合理的に実施し、労働生産性の向上に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地生産性（収量性）の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地生産性（収量性）の向上として、栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有し、農薬・肥料の散布作業適期を決定。この農薬、肥料の散布作業を確実に適期に行うため、農業用ドローンを活用。</li> </ul> </li> <li>2 自動化農機等の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動化農機等の導入として、ロボット運搬台車やリモコン草刈り機を導入するとともに、これら自動化農機の利用効率を高める省力樹形等の導入を実施。</li> </ul> </li> <li>3 高度環境制御装置の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度環境制御装置の導入として、複合環境制御装置を導入するとともに、これにより得られるモニタリングデータを他の生産者と共有・分析し、この分析結果を活用して栽培管理を最適化。</li> </ul> </li> <li>4 高温障害対策技術 <ul style="list-style-type: none"> <li>・高温障害対策技術の導入として、環境モニタリング装置を導入するとともに、産地内でデータ共有し、当該データをもとに品質向上のための適期作業計画を策定。当該作業計画に沿った作業を省力的に行うために必要な自動液肥かん水システムを導入。</li> </ul> </li> <li>5 機械化一貫体系の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械化一貫体系の導入として、気象条件や生育状況等から正確な生育期間を把握する生育予測システムから得られるデータを産地内で共有し、ほ場単位ごとに追肥作業や収穫作業、次期作での定植作業等の適期を設定することで機械群の稼働率を最適化。また、定植作業や施肥作業等を確実に適期に実施するために、定植機や収穫機等を導入。</li> <li>・機械化一貫体系の導入として、生育予測システムを導入するとともに、気象や生育等の各種データを産地内で共有分析し、機械群の稼働率を最適化。移植作業や施肥作業等を確実に適期に実施するために、移植機、収穫機、全自動ロボット結束機を導入。</li> </ul> </li> </ol>
<p>【畑作物・地域特産物・土地利用型作物】</p>	<p>技術課題の解決のため、以下の例に示すスマート農業技術を活用した農業機械の導入とその効果を高める栽培体系への転換を、一体的かつ合理的に実施し、労働生産性の向上に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地生産性（収量性）の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地生産性（収量性）の向上として、栽培管理システムにおいて前年度収量等を把握し、これを他の生産者と共有することでほ場ごとの適正施肥量を設定。この施肥作業を省力的に実施するために、自動操舵システムが搭載された可変施肥田植機を活用。</li> <li>・土地生産性（収量性）の向上として、栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有し、農薬・肥料の散布作業適期を決定。この農薬、肥料の散布作業を確実に適期に行うため、農業用ドローンを活用。</li> </ul> </li> <li>2 直播栽培の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直播栽培の導入として、自動操舵システムが搭載されたトラクターを活用した直播作業を行うとともに、作期の異なる品種導入により直播面積割合を拡大することで、スマート農業技術の作業効率を向上。</li> </ul> </li> <li>3 品質の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・品質の向上として、水位センサー・自動給水装置を導入し、適正な水管理を自動化するとともに、その精度を向上するため、レーザーレベラー等によるほ場の均平化を実施。</li> <li>・品質の向上として、栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有し、ほ場内のメッシュごとの適正施肥量を設定。この施肥作業を適正に行うために施肥量を調整する可変施肥機を導入</li> </ul> </li> </ol>

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 推進・指導方針 本事業の効果的な実施に向け、県地方局農林水産振興部農業振興課及び市町と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 計画の審査体制 地域協議会等は取組主体より提出のあった取組主体実施契約について、5に定める方法により、要件に適合し、成果目標の達成に資するものか等を審査後、産地スマート計画に事業内容を位置付け、管轄する市町長（県協議会にあっては知事）に提出する。市町長は提出のあった産地スマート計画の内容を審査し、県に提出する。 県は必要に応じて関係各課係で構成する検討会を開催して、審査の公平性の確保に努めつつ、各計画の内容を審査し、産地スマート計画を県事業計画に位置付ける。 また、産地スマート計画の範囲が地域協議会の範囲を超える場合は、県協議会もしくは複数の地域協議会の合意のもと決定した代表地域協議会によって、事業実施の手続きを行うものとする。なお、代表地域協議会が実施する場合は、構成する各地域協議会と密接に連携して成果目標の達成、取組主体の指導監督等を行うものとする。</p>
---

4 取組要件

対象作物	取組要件
果樹・野菜・花き	<p>1 対象機械 農業機械の導入、リース導入にあたっては、ドローン、環境モニタリング装置、自動液肥かん水システム、ロボット運搬台車、リモコン草刈機等の導入を支援する。</p> <p>2 取組要件 交付等要綱の要件及び本ビジョンの2の方針を満たす取組とする。収益性の向上に係る成果目標の実現に資する農業機械等及び生産資材を助成対象とし、同種・同能力のもの再整備は対象外とする。</p> <p>3 対象者 交付等要綱に掲げる農業法人、認定農業者、営農組織等の取組主体とする。</p>
畑作物・地域特産物・土地利用型作物	<p>1 対象機械 農業機械の導入、リース導入にあたっては、ドローン、定植機、収穫機、環境制御装置、かん水制御装置、可変施肥機、リモコン草刈機等の導入を支援する。</p> <p>2 取組要件 交付等要綱の要件及び本ビジョンの2の方針を満たす取組とする。</p> <p>3 対象者 交付等要綱に掲げる農業法人、認定農業者、営農組織等の取組主体とする。</p>

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとする。</p> <p>1 計画申請時</p>
---

(1) 産地スマート計画、取組主体計画、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等）

(2) 添付書類

- ① 見積書
- ② 費用対効果分析根拠
- ③ カタログ（機械の能力がわかるもの）
- ④ スマート農業技術の導入効果の試算資料
- ⑤ 成果目標に関する実績（過去3年間の実績等）

2 実績報告時

(1) 産地スマート計画（実績報告書）、取組主体計画（実績報告書）

(2) 添付書類

- ① リース契約書の写し（リースの場合）
- ② 導入機械の写真
- ③ 入札又は見積合わせ関係書類の写し
- ④ 発注書の写し
- ⑤ 納品書の写し
- ⑥ 請求書の写し
- ⑦ 成果目標の達成状況を示す資料

3 書類保管期間:上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。

4 対象経費の確認

地域協議会等、並びに地域協議会等を所管する市町長（県協議会にあっては知事）は、産地スマート計画、取組計画の内容及び対象経費等について、以下により確認する。

- 農業機械等や生産資材がスマート農業技術の実装に資するものであること
- 農業機械等のリース導入以外にあっては、該当産地で新規導入の農業機械等であること、公共性（経営面積や作業受託面積の拡大等）があること、費用対効果分析の結果等を資料で確認
- 中山間地域等の実施については、取組ほ場が該当地域にあるか書面等で確認
- スマート農業技術導入による労働生産性向上の目標値が適切に設定されているか確認

6 取組主体助成金の交付方法

県から市町長に対し交付を受けた補助金を交付するものとし、県から補助金の交付を受ける市町長は、取組主体に対して補助金を交付することを基本とする。

ただし、受益範囲が複数市町に係る場合は、県から直接取組主体に交付することも可能とする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

市町長並びに地域協議会長等は産地スマート計画の作成に当たって、取組主体に条件を付すことができるが、その内容については県と協議する。なお、市町長は地域協議会等を通じるなどして、取組主体に対して、国交付等要綱、県事業実施方針並びに次の内容を周知徹底すること。

○遵守すべき主な事項

(ア) 契約に当たっての条件（一般競争入札等）

- ・農業機械等の導入にあたっては、一般競争入札等による適切な契約手続を実施すること

- ・複数の見積書を比較し、適価購入に努めること
- (イ) 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
  - ・補助金の対象となった農業機械等に係る消費税等相当額は返納すること
- (ウ) 取組主体事業計画の評価
  - ・事業完了後、導入したスマート農業技術の利用状況及び経営成績について報告し、県が行う評価に協力すること
- (エ) 助成金の返納に関すること
  - ・取組要件を満たさないことが判明した場合には、助成金を返納すること
  - ・虚偽の報告があった場合には、助成金を返納すること

## 8 その他

高度利用計画取組主体が策定する「スマート技術高度利用計画」については、以下のとおり規定する。

### 1 審査の方針、体制

スマート技術高度利用計画に係る審査は、本庁農産園芸課を中心に実施し、交付等要綱、実施要領及びスマート農業技術活用促進法に基づき、本事業の趣旨に即した計画となっており、かつ、認定された生産方式革新実施計画と整合性のとれた計画となっているかを審査する。審査においては、必要に応じて県庁農産園芸課が主体となって実施し、必要に応じて本庁関係課や事業実施地区を管轄する県地方局農林水産振興部農業振興課と連携することとする。

### 2 取組内容及び対象経費等の確認方法

#### (1) 計画申請時

スマート技術高度利用計画、認定された生産方式革新実施計画、認定通知、機械導入計画書又は機械リース計画書  
添付書類：見積書、規模決定根拠（利用計画含む）、カタログ（機械の能力がわかるもの）

#### (2) 実績報告時

スマート技術高度利用計画書

添付書類：①リース契約書の写し（リースの場合）、②導入機械の写真、③入札又は見積合わせ関係書類の写し、④発注書の写し、⑤納品書の写し、⑥請求書の写し

上記書類については、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。

### 3 補助金の交付方法 県から取組主体に直接交付することとする。